

# 光市コミュニティ推進基本方針

-地域づくりの未来をまとめました-

平成26年12月

光市



「地域自治」の実現を目指して  
～「対話」と「つながり」の地域づくり～



住みなれた地域で、誰もが健康で安心して暮らし、心から幸せや満足を実感できる毎日を送っていくためには、何が必要でしょうか。

その答えをもとめて、19名の委員からなる「光市コミュニティ推進基本方針策定懇話会」をはじめ、議会、並びに関係者の皆さんから貴重なご意見・ご提案をいただき、この度、本市における地域づくりの羅針盤である「光市コミュニティ推進基本方針」をとりまとめることができました。

関係者の皆様方、本当にありがとうございました。

地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化の進行、さらには、地域における人間関係の希薄化など、様々な課題・問題が山積しており、こうした現状は本市においても例外ではありません。

しかし本市では、これまで諸先輩方が築き上げてきた「市民力」「地域力」を発揮した特色ある地域づくりが各地域で展開されています。私は、基本方針に基づく地域での「対話」を着実に進めることで、あらためて各地域で様々な「わ」、すなわち「つながり」や「絆」が生まれ、これまで以上にひかり輝く地域づくりを進めていくことができるものと確信しています。また、そのための原動力は、市民の皆さんお一人おひとりの参加と、協働のパートナーである行政が積極的に地域に関わっていくことだと思っています。

どうぞ、皆さん、この基本方針が目指す「地域自治の実現」に向け、ともに歩んでいきましょう。

平成26年12月

光市長

## 【目次】

<b>I</b>	<b>はじめに</b>	<b>1</b>
◆	地域の未来を共有しよう	1
<b>II</b>	<b>基本方針策定の趣旨</b>	<b>2</b>
1	策定の目的	2
2	策定の背景	2
3	基本方針の位置づけ	4
4	地域コミュニティの現状と課題	5
コラム1	「地域自治の推進とは」	12
<b>III</b>	<b>地域コミュニティの目指す姿</b>	<b>14</b>
1	地域コミュニティとは	14
2	地域コミュニティの範囲	15
3	基本方針策定の視点	16
4	地域コミュニティの目指す姿	17
<b>IV</b>	<b>地域コミュニティ活性化に向けた取組み</b>	<b>18</b>
1	地域の取組み	18
(1)	対話を深める	18
(2)	人がつながる	20
(3)	地域でつながる	22
(4)	地域で考え、行動する	24
2	行政の取組み	26
(1)	協働推進のための組織・体制の充実	26
(2)	職員の意識改革	27
(3)	拠点施設の充実	27
(4)	地域活動の財源	27
コラム2	地域づくりの成長過程	28
<b>V</b>	<b>資料</b>	<b>29</b>
1	光市コミュニティ推進基本方針策定懇話会	29
2	光市コミュニティ推進基本方針策定懇話会設置要綱	31
3	光市コミュニティ推進基本方針策定懇話会委員名簿	32

### ◆地域の未来を共有しよう

地域づくりを進める上で必要なこと、それは地域に暮らす人たちが自分たちの地域の未来をしっかりと描くことです。

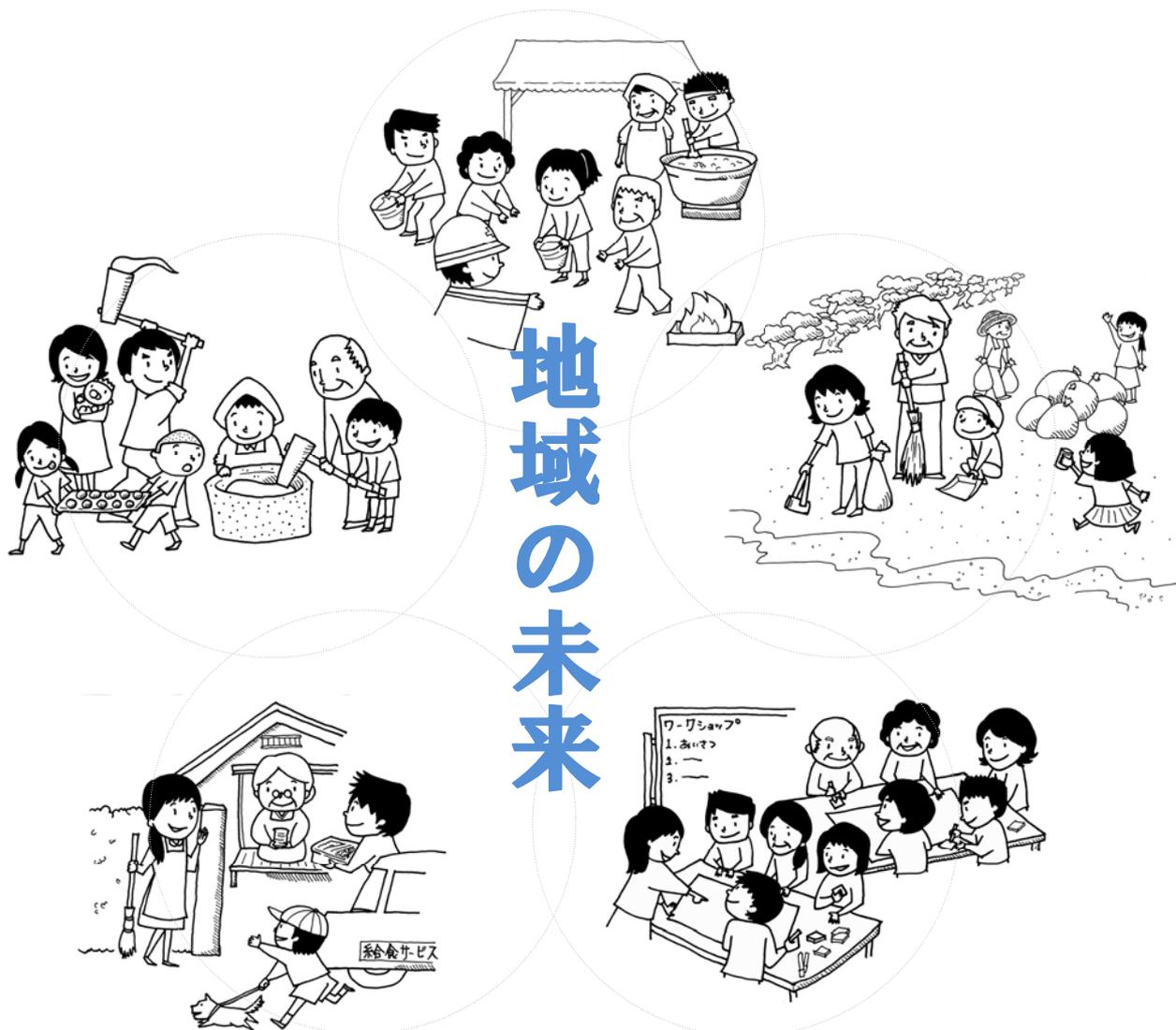
多様な生活スタイルや家庭の形態などが混在する地域の中で、それぞれの思いが地域で共有できているでしょうか。

今、私たちに必要なことは、地域の現状や理想とする未来を共有し、つながることではないでしょうか。

そのためのキーワードは、「対話」と「つながり」です。

何も大げさなことをするのではなく、一つひとつの小さなつながりが各地域で繰り返され、さらにつながり、ふりかえれば地域がつながっている。

皆さん、「対話」をとおしてゆっくりと「つながって」いきませんか。



## Ⅱ 基本方針策定の趣旨

### 1 策定の目的

本市では、平成17年12月、市民活動の推進によるまちづくりについて、理念の共有化を図ることを目的とした「光市市民活動推進のための基本方針」を策定し、これまで市民と行政との協働によるまちづくりを進めてきました。

市民と行政との協働を進めるためには、これまでの「行政＝公共」の視点から、「新しい公共」<sup>※</sup>の仕組みを導入することが大切であり、今、市民が主体となって、最も身近な地域社会の現状や課題を共有し、地域の特性や課題に応じた地域コミュニティによる地域づくりを推進することが求められています。

こうしたことから、本市における地域コミュニティの基本的な考え方や目指すべき姿、さらには、取組みの方向性や行政の役割等を明らかにし、地域活性化に向けた市民・事業所・行政が一体となった取組みを進めるため、「光市コミュニティ推進基本方針」を策定するものです。

※「新しい公共」とは、これまで行政により担われてきた「公共」を、これからは市民・事業所・行政の協働によって、課題の解決などに取り組む公共の考え方です。

### 2 策定の背景

#### (1) 地域社会を取り巻く環境の変化

地域はこれまで、それぞれの地勢、歴史、文化など様々な背景の中でつながり、地域活動に取り組んできました。

しかし、明治以降の近代国家の形成過程で、「公共」＝「官」という意識が強まり、その後の高度経済成長時代の大きな変化の中で、めざましい技術革新や公共サービスの拡充などにより、市民の生活が便利になりました。

しかしながら一方で、少子高齢化や核家族化が進行し、地域における人間関係が希薄化するとともに、私たちが暮らす地域の課題やニーズが多様化・複雑化するなど、これまでの地域での「つながり」が上手く機能しない社会へと進んできました。

こうした地域社会を取り巻く環境の変化は本市も例外ではなく、すべての市民が健康で安心して暮らし、心から幸せや満足を実感できる地域社会を、これまでの行政を中心にした公共サービスだけで進めていくことは難しくなっています。

## (2) 地域における取組み

こうした中、阪神・淡路大震災を契機として、NPOや市民ボランティアの活動が注目され、日常的な地域活動の大切さが再認識されました。

本市においても、公民館の自主運営による公民館を中心とした地域づくりが進められ、地区運営組織（コミュニティ協議会等）や連合自治会、自主防災組織が立ち上がるなど、独自の組織づくりや活発な地域活動が行われてきました。

こうしたことを背景に、新たな公共の担い手として地域コミュニティへの期待が高まってきましたが、担い手の「固定化」「高齢化」「減少化」や住民の地域への無関心など、全体的な地域活動の衰退傾向は依然として続いています。

## (3) 国のコミュニティ政策

国は、平成22年10月、すべての人に居場所と出番があり、協働することで絆を作り直す「新しい公共宣言」の中で、それぞれが当事者意識を持って行動し公共に参加していく「新しい公共」の考え方を示しました。

また、平成25年には、こうした考え方を「自助・(互助)・共助・公助」の枠組みに整理し、「共助社会」と「共助づくり」の必要性を直接的に伝えていくため、「共助社会づくりの推進」と名称を変えました。

内閣府の研究会である「共助社会づくり懇話会」では、すべての人材がそれぞれの持ち場で、持てる限りの能力を活かすことができる「全員参加」が重要であり、共助の精神によって、人々が主体的に支え合う活動を促進することで、活力ある社会にしていくことが必要であるとしています。

さらに、こうした活力と共助の精神にあふれた社会の担い手として、これまでの地域社会において重要な役割を担っていた自治会、商店会等のみならず、NPO法人や公益法人、企業等多様な担い手の更なる参加を期待しています。

※厚生労働省の「地域包括ケア研究会 報告書～今後の検討のための論点整理～」では、「自助・互助・共助・公助」の役割分担の確立を挙げ、互助の重要性を記載しています。

### 3 基本方針の位置づけ

基本方針は、「光市総合計画」を上位計画として、「光市市民活動推進のための基本方針」における協働の考え方を踏まえて策定するものです。

#### 「光市総合計画」

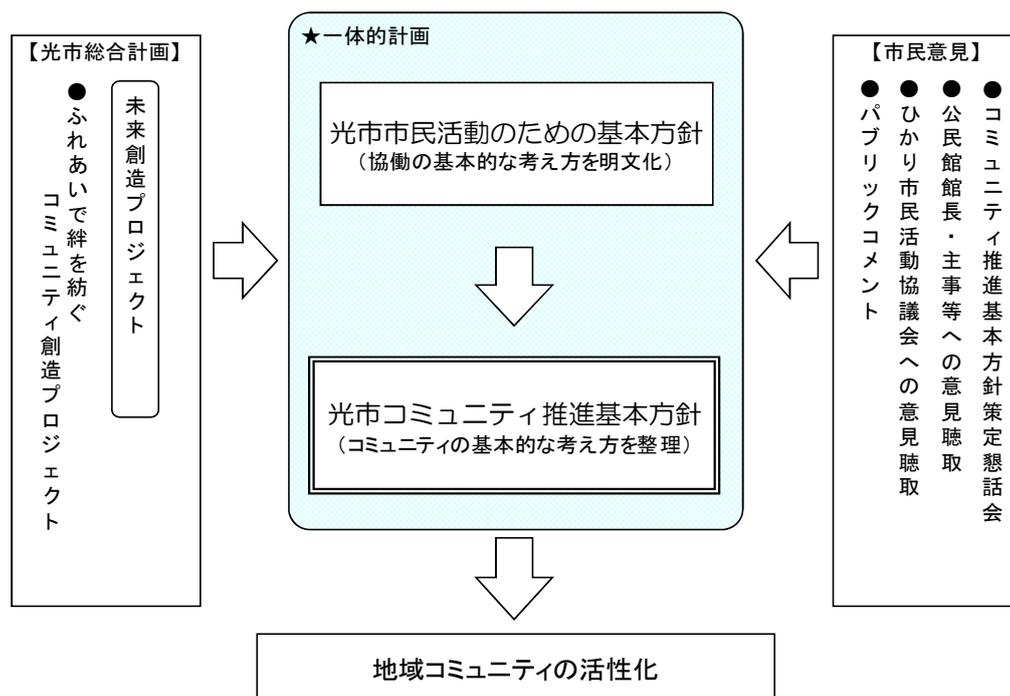
光市総合計画後期基本計画において、特に優先して取り組む政策を「7つの未来創造プロジェクト」として位置付け、そのひとつとして「ふれあいで絆を紡ぐコミュニティ創造プロジェクト」を掲げています。

基本方針は、「ふれあいで絆を紡ぐコミュニティ創造プロジェクト」を推進するため、地域コミュニティの組織や拠点づくり、さらには、地域と行政の関係などの基本的方向や目標を総合的に示すものです。

#### 「光市市民活動推進のための基本方針」

市民活動推進のための基本方針では、「市民活動」をコミュニティ活動、ボランティア活動、NPO活動とし、こうした多様な主体と行政との協働の考え方を示しています。

基本方針の策定にあたっては、協働の考え方を踏まえ、地域コミュニティの基本的な考え方を整理し、具体的な取組みの方向性等をとりまとめています。

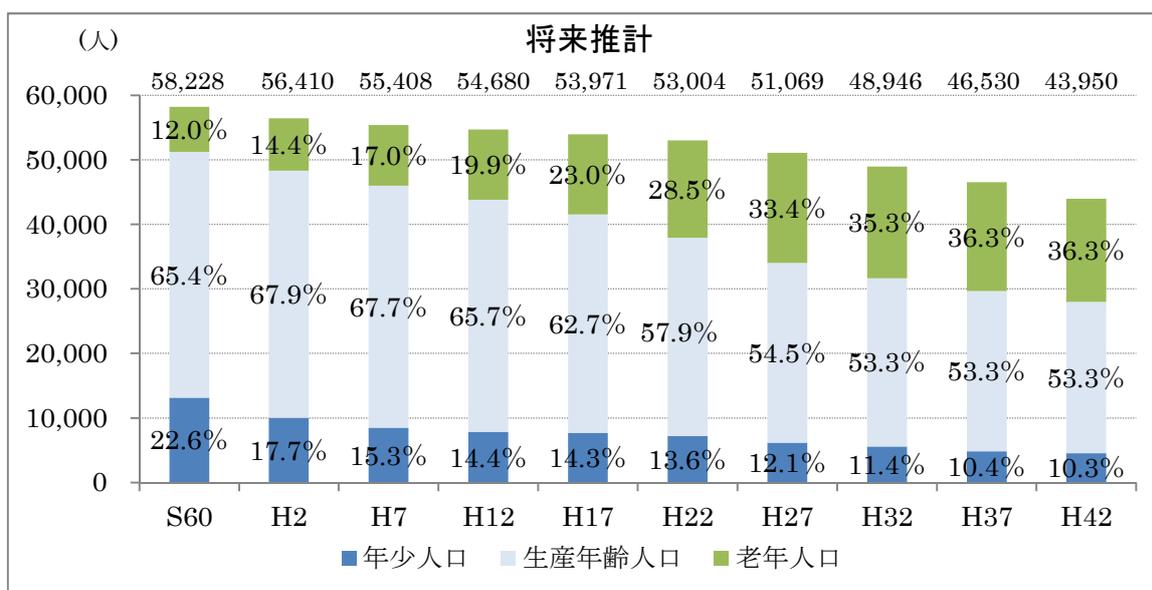


## 4 地域コミュニティの現状と課題

### (1) 少子高齢化の進行

本市の人口は、昭和 60 年の 58,228 人をピークに減少傾向が続き、平成 27 年には 51,069 人と推計され、人口の減少が進行していくことが予測されています。

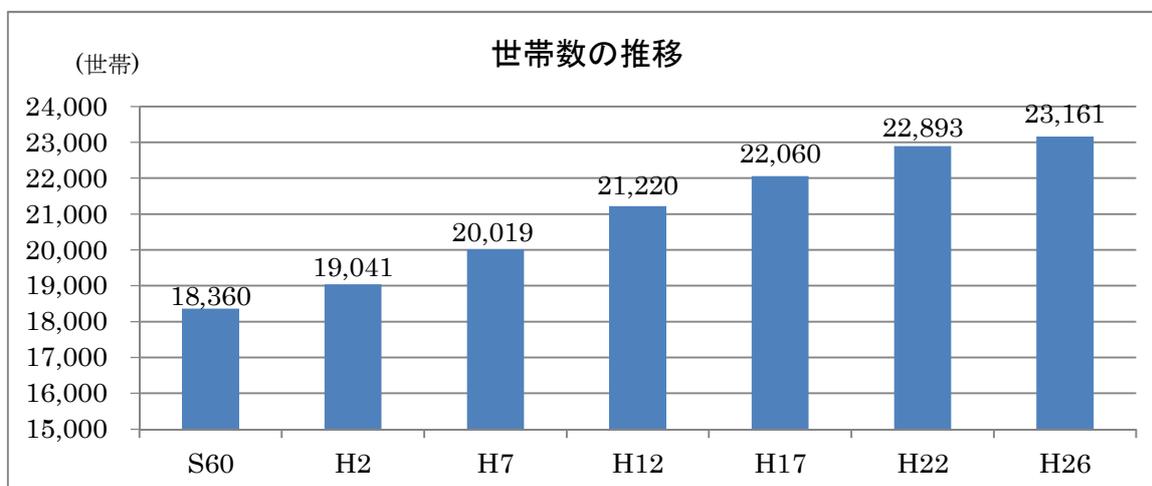
また、年齢 3 区分別の人口構成は、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）がともに減少傾向を示しているのに対して、老年人口（65 歳以上）の比率は増加を続けています。



資料：平成 22 年国勢調査に基づく推計

### (2) 核家族化の進行

世帯数の推移をみると、昭和 60 年の 18,360 世帯から平成 26 年の 23,161 世帯と、継続して増加しており、核家族化が進行していることがわかります。



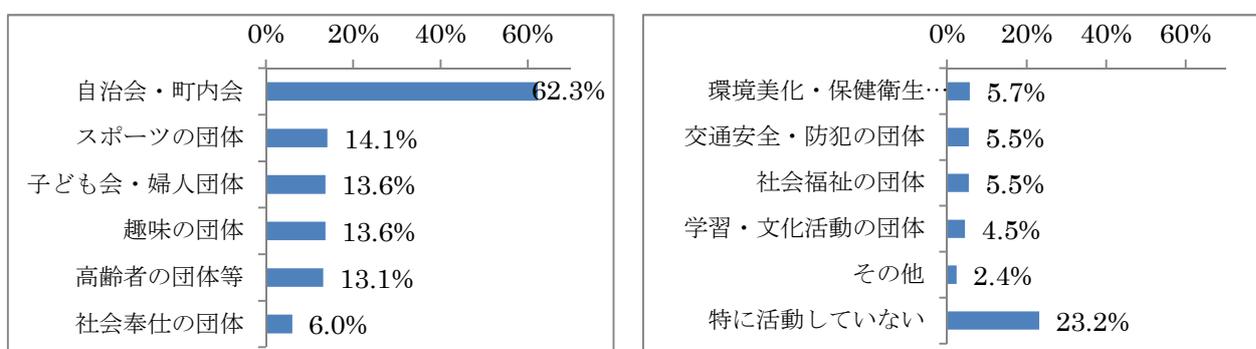
資料：各年 3 月 31 日の状況

### (3) 地域団体と活動の担い手

地域では、自治会をはじめ、子ども会や高齢者団体など様々な地域団体が活動を行っていますが、「①お住まいの地区で活動している団体・組織について」は、その中でも自治会・町内会が 62.3%で、地域の基本的な活動団体となっていることがわかります。

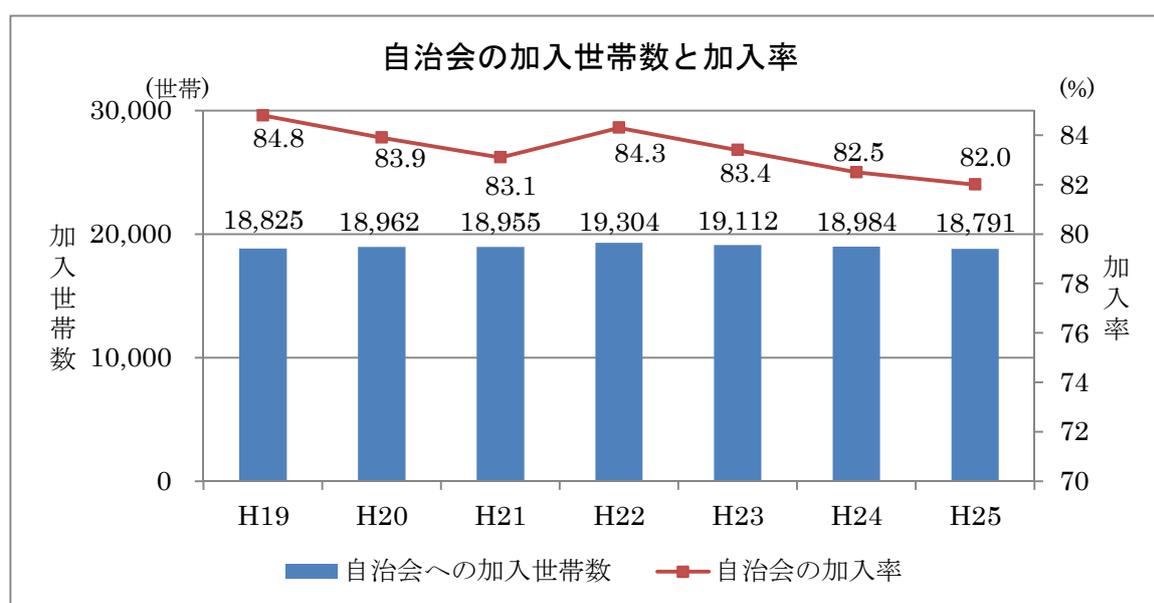
一方で、「②自治会の加入率」は低下傾向にあるとともに、「③コミュニティ活動を行う上での問題」として、「役員が高齢化している (37.2%)」「役員のなり手がいない (33.4%)」など地域活動を支援する人材に関する問題とともに、「住民の関心が低い (41.5%)」「イベントなどを企画しても参加者が少ない (30.8%)」など地域活動に参加する人のつながり等が多くを占めており、人材育成や人材不足への対応、さらには、地域の連帯感の醸成等が求められています。

#### ①お住まいの地区で活動している団体・組織について



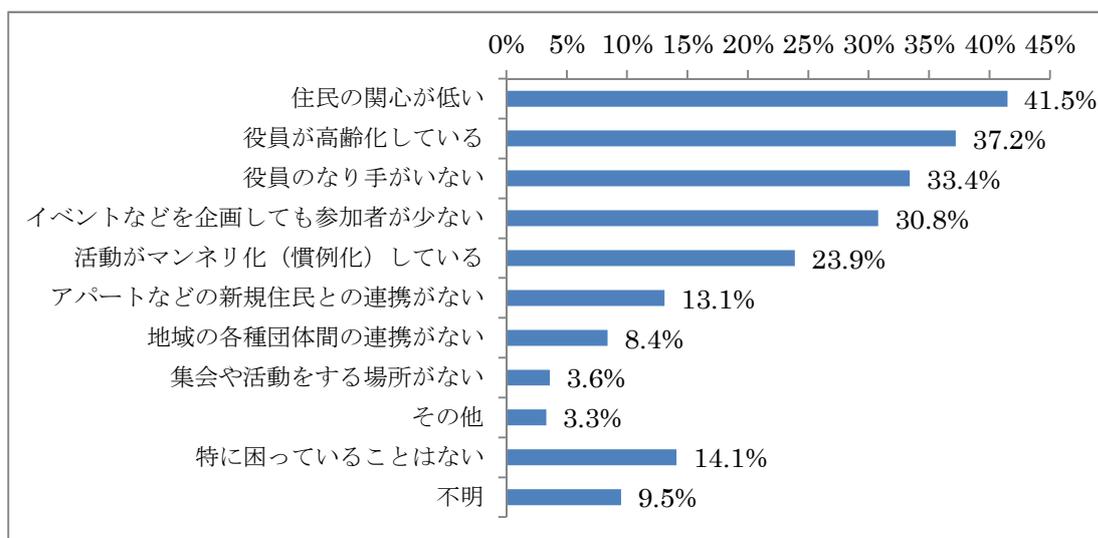
資料：(仮称)室積コミュニティセンター需要調査の「コミュニティ活動に関する調査」から (H22.9)

#### ②自治会の加入率



資料：毎年4月1日現在の各地区の状況を集約

### ③コミュニティ活動を行う上での問題



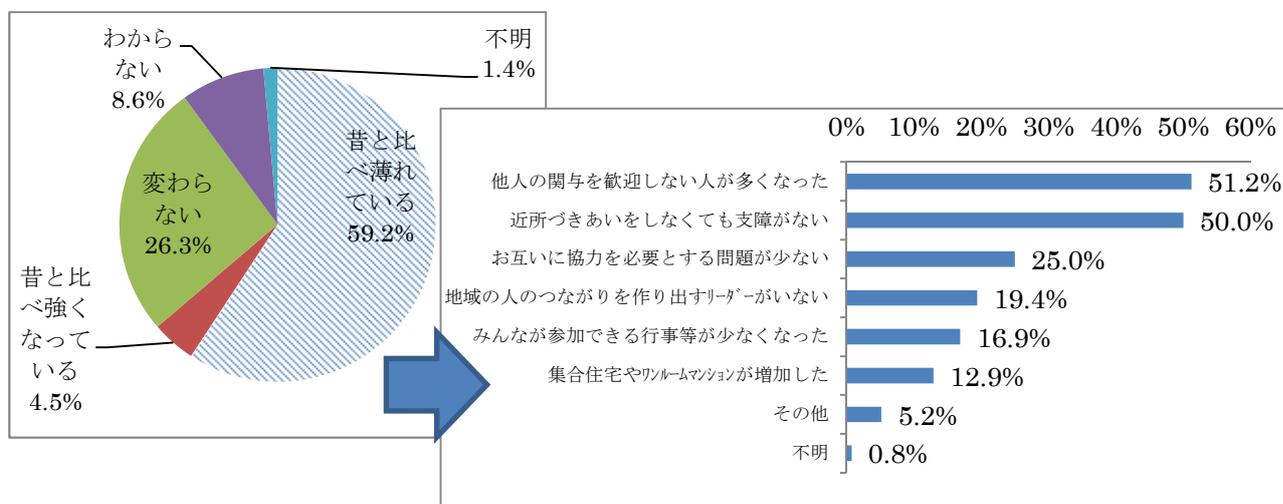
資料：(仮称)室積コミュニティセンター需要調査の「コミュニティ活動に関する調査」から (H22.9)

### (4) 地域のつながりの希薄化

「①近所づきあいや地域の人たちのつながり」について、昔と比べ薄れているが59.2%と約6割を占めており、その理由として「他人の関与を歓迎しない人が多くなった(51.2%)」「近所づきあいをしなくても支障がない(50.0%)」となっています。

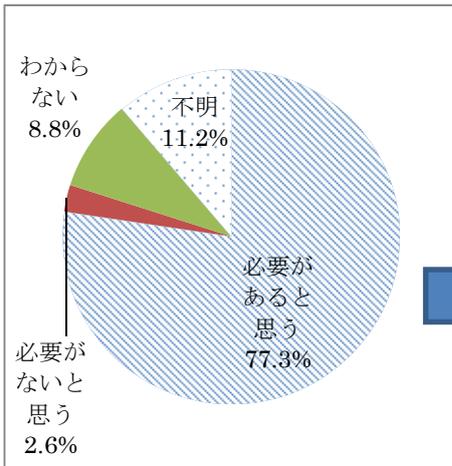
一方、「②近所づきあいや地域の連帯の必要性」については、「必要があると思う」が77.3%を占めており、「いざという時に助け合うことができる(84.0%)」「防犯や防災につながる(72.5%)」などいわゆる非常時に備えた近所づきあいや地域の連帯の必要性を感じている人が多いことがわかります。

#### ①近所づきあいや地域の人たちのつながり

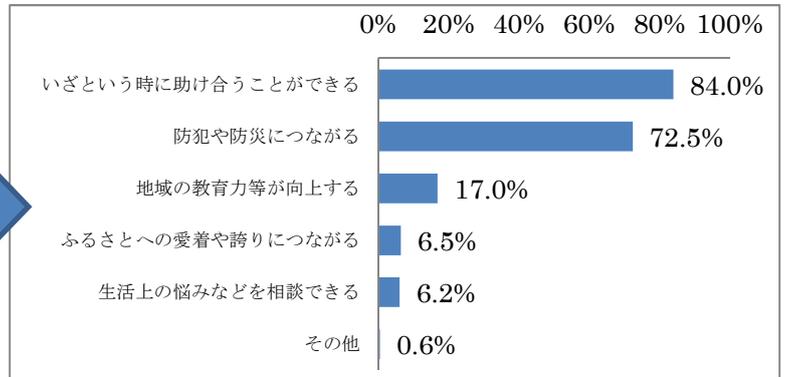


資料：(仮称)室積コミュニティセンター需要調査の「コミュニティ活動に関する調査」から (H22.9)

## ②近所づきあいや地域の連帯の必要性



### 「必要があると思う」理由



資料：(仮称)室積コミュニティセンター需要調査の  
「コミュニティ活動に関する調査」から (H22.9)

## (5) 公民館の沿革

### ◇「地区公民館方式」による運営

- ・本市の公民館運営は、従来、「地区公民館方式」を採用し、地域コミュニティ活動の拠点として運営していました。
- ・また、公民館には、非常勤の館長や常勤・非常勤の主事（市職員）を配置し、地域住民が主体的に参加する体制となっていました。
- ・その後、地域住民による自主的・主体的な地域運営を推進し、地域の課題は地域で解決する「地域自治」をさらに進めることを目的に、地域からの意見等を踏まえ、公民館の地域自主運営方式を推進することとしました。

※地域自治：P12 コラム1「地域自治の推進とは」参照

### ◇「地域自主運営方式」への移行

- ・平成20年4月に市内4地区の公民館を自主運営に移行し、その後、段階的に各地区で公民館の自主運営を進め、平成22年4月には、すべての公民館が館長並びに、地域選出主事による体制での自主運営となりました。
- ・また、公民館を中心に地域づくりが進み、地域による運営組織や連合自治会、さらには、自主防災組織が立ち上がるなど、独自の組織づくりや地域活動が展開されはじめました。
- ・しかしながら、自主運営により期待された地域づくりが進む一方で、役員の担い手不足や全体的な地域活動の衰退傾向が顕在化するとともに、地域選出主事の負担増など新たな課題等も生じています。

#### ◇「地域自主運営方式」の総括

- ・平成 19 年度より取り組んできた公民館の地域自主運営やそれに伴う地域からの主事選出は、地域の課題は地域で解決する「地域自治の推進」に向けた、地域住民の自主的・主体的な地域運営という点において、第一歩を踏み出したと考えています。
- ・しかし、こうした地域住民を巻き込んだ「大きな地域の変化」が生じる際の、各地域の状況把握やより丁寧な説明、さらには、組織づくりや行政の関わりなど、行政としての協働の取組みには、まだまだ多くの課題が残っています。
- ・こうしたことから、引き続き、地域と行政が協働のパートナーとして対話を進めながら、想いの共有・共感を深め、これからの地域づくりを推進していく仕組みづくりが求められています。

## ～公民館関係者等からの意見～

### ◇自主運営について

- 実施時に明確な目的が示されなかった。
- 行財政改革の一環として、行政職員を引き揚げたのではないのか。
- 公民館の管理運営をどのように進めていくのか（生涯学習施設として教育委員会の管理下に、あるが、窓口は地域づくり推進課になっており、市の方針が見えない。）。
- 自主運営を地域がわかっていない。
- 行政・議会も本当にわかっているのか。
- もともと自主運営がされていた（公民館運営協議会による行事審議等）が、地域コミュニティ推進の意識はさほどなかった。
- 自主運営の目的が地域に理解されていないため、公民館（主事）にすべて任せておけば良いと考える住民・団体が多い。

### ◇地域選出主事について

- 地域の人顔を知っているので、話ができやすく協力体制が整いやすい。
- 地域活動の推進に館長や主事が積極的に関わり、他組織との連携を進めることができている。
- 主事の業務内容がはっきりしていない。⇒団体の事務局をもつことがどうなのか。これがあるから生涯学習ができない。
- マニュアルが示されていない以上、主事のスキルによって内容が変わる。行政職員とは差がある（政策立案能力、相談先）。
- 文書管理等事務のアドバイスが必要
- 現状で、主事に様々な能力を求めるのは無理（あまり無理を言うと成り手がなくなる。）
- あて職が増えて、現職員体制で地域コミュニティ等付加価値を付けるのは難しい。
- 従来の業務で手一杯なのに、地域コミュニティの推進は難しい。
- 二人主事体制になって業務分担等で問題が生じた。
- 各部長はよく動くが、主事との関わりは難しい（給料制とボランティア）。
- 行事が多いので主事が大変

## コラム 1 「地域自治の推進とは」

地域自治の推進とは、地域に暮らす住民が、自分たちの地域のことを考え、話し合い、行動していくことです。

では、なぜ、地域自治の推進が必要なのでしょう。



地域では・・・

- ①少子高齢化
- ②核家族化
- ③地域における人間関係の希薄化
- ④多様な市民思考など社会の変化によって一言でいうと・・・地域での「つながり」が薄れはじめています。



その結果、「無縁社会」という言葉も誕生し、孤立死や児童虐待などが社会的な問題になっている。

「無縁社会」の誕生に拍車をかけた要因として、行政サービスのあり方も関係しています。

- 道路の維持**：かつては、自分たちの道は、自分たちで清掃、草刈り、補修などしていましたが、今は行政が公共サービスとして行うことが多くなっています。
- 近所の問題**：「隣の家の木の枝が邪魔だ」といった、かつて地域内で解決していたような内容の電話も行政にあります。

こうした「**公共の範囲が広がること**」が、結果として地域のつながりを薄めていくことになっていると考えたら、もう一度、人々の公共意識を高め、「**新たなつながり**」をつくっていくことが大切ではないでしょうか。

「東日本大震災での避難所の運営について」の講演での話・・・

ある避難所では、開設後すぐに自治会長が集まり、避難所の掃除や食事のとり方等のルールを決めるなど、みんなが協力して、避難所生活の環境を整えていった。

一方で、なかなか上手くいかない避難所もあった。

⇒「**非常時には、常時あるいは平時の力が問われる**」

自主防災組織の活動などは、地域住民が自分たちで考えるから、実効性があり満足のものになるはずです。

地域住民が自分たちの地域のことを考え、話し合い、行動していくことを「**地域自治**」といいます。

地域と行政が一緒になって「地域自治の推進」を考えていかなければいけない事情がほかにもあります。下の①～④をご覧ください

平成 32 年の光市の姿は・・・

①高齢化率 35% ※高齢者 1 人を支える人口は 1.5 人

(全国より 10 年以上早いペース)

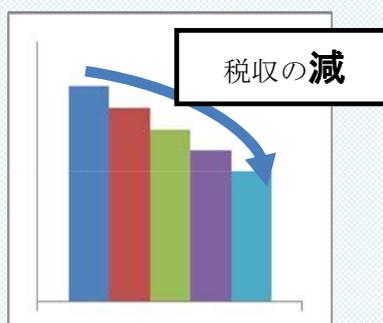
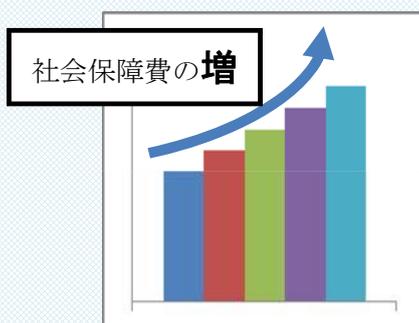
②75 歳以上の人口 9,491 人 ※市民の 5 人に 1 人(H22 : 8 人に 1 人)

③生産年齢人口 15%減(15 歳以上 65 歳未満) ※税収約 1/6 減(単純計算)

④公共サービスとこれを担う行政組織のスリム化等による職員数の減は… 等

これを象徴的に表したのが下図になります。

- ① 高齢化が進むにつれて、社会保障費は増加していきます。
- ② 一方、労働力となる 15 歳以上 65 歳未満の人口は減っていきます。  
⇒単純に考えると、税収も減ることになります。
- ③ このため、「アレもコレも」から「アレかコレか」といった選択と集中の時代に変化しなければなりません。



では、こうした未来予測がある中で、自分たちの地域に必要なことは・・・

『まずは、自分たちの地域について話し合い、想いを共有していくこと。

そして、自分たちで行動していくこと』です。

この基本方針では、地域自治を推進するための方法等をお示ししていますが、地域と行政がともにパートナーとして対話の場に参加し、地域自治の推進に向けて一緒に地域づくりを考えていきたいですね。

### Ⅲ 地域コミュニティの目指す姿

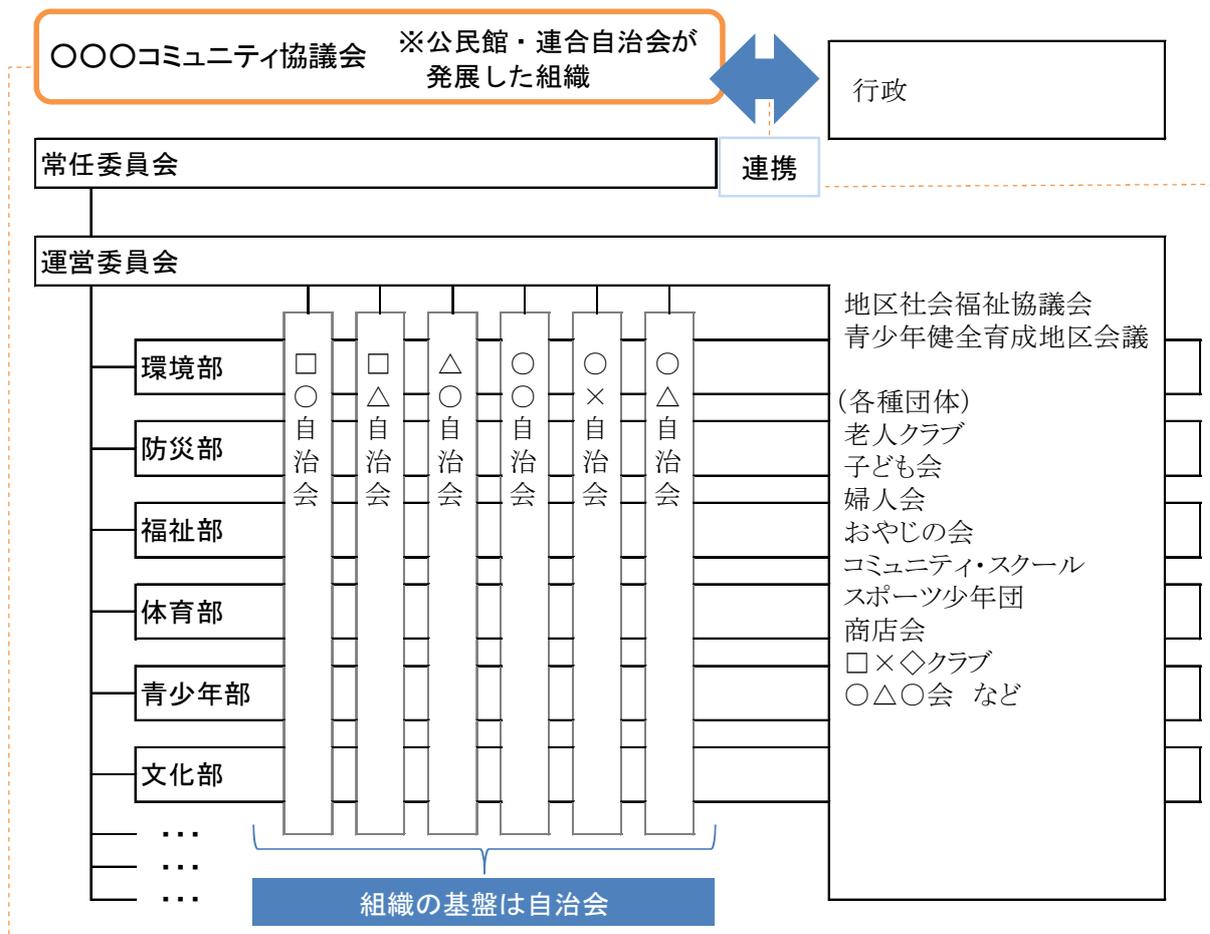
#### 1 地域コミュニティとは

地域コミュニティとは、一定の地域を拠点として生活する地域住民の集合体をいい、最も代表される集合体が各地域の自治会で、地域コミュニティの基盤となっています。

また、自治会を中心としながらも、地区社会福祉協議会や青少年健全育成地区会議、さらには、老人クラブや子ども会、婦人会、PTAなどの各種団体が連携して、活動している地域もあります。

地域コミュニティは、子どもの見守りや高齢者への支援、さらには災害時の避難など多様化する地域課題について、地域の人たちが自分事として捉え、主体的に取り組み、自分たちが住んでいる地域をみんなの力でよりよいものにする重要な基盤となります。

【組織体制（例）】



※協議会は、環境部・防災部等の専門部や、老人クラブ・子ども会など地域で活動する各種団体が連携する組織で、地域全体を包括する構成が基本となります。

※上記は一つの例であり、組織の在り方は地域ごとの特性に応じて決めていくものです。

## 2 地域コミュニティの範囲

地域コミュニティは、普段の生活の中で繰り返される共同体意識のある住民の集合体であることから、日常的に顔の見える関係を基礎として活動が行われてきた公民館活動区域を、本市における地域コミュニティの範囲とします。

ただし、歴史的な背景や実際の生活圏の経緯、さらには、加速化する少子高齢化を視野に入れた地域づくりを考えると、この範囲を原則としながらも、将来的には地域の中での対話をとおして新たな範囲について、今後考えていくことも大切です。

【現在の公民館活動区域の状況】

公民館	人口	世帯数	年齢3区分別人口構成 (%)		
			年少人口	生産年齢人口	老年人口
牛島	58	39	0.0	13.8	86.2
伊保木	233	119	1.3	39.5	59.2
室積	8,861	3,945	10.6	56.8	32.7
光井	7,703	3,261	14.3	57.9	27.8
島田	4,065	1,766	15.8	58.2	26.0
中島田	927	380	13.6	62.0	24.4
浅江	15,014	6,641	13.5	55.6	30.9
三島	7,154	3,032	13.5	56.1	30.4
周防	1,980	873	10.7	54.4	34.9
大和 (岩田・三輪)	5,538	2,297	10.5	54.4	35.0
塩田	1,013	484	7.6	48.1	44.3
束荷	780	324	5.5	55.1	39.4
計	53,326	23,161	12.6	56.1	31.3

資料：住民基本台帳人口 (H26. 3 末日現在) を基に作成

### 3 基本方針策定の視点

#### ◇新たな価値、新たな満足を生み出す

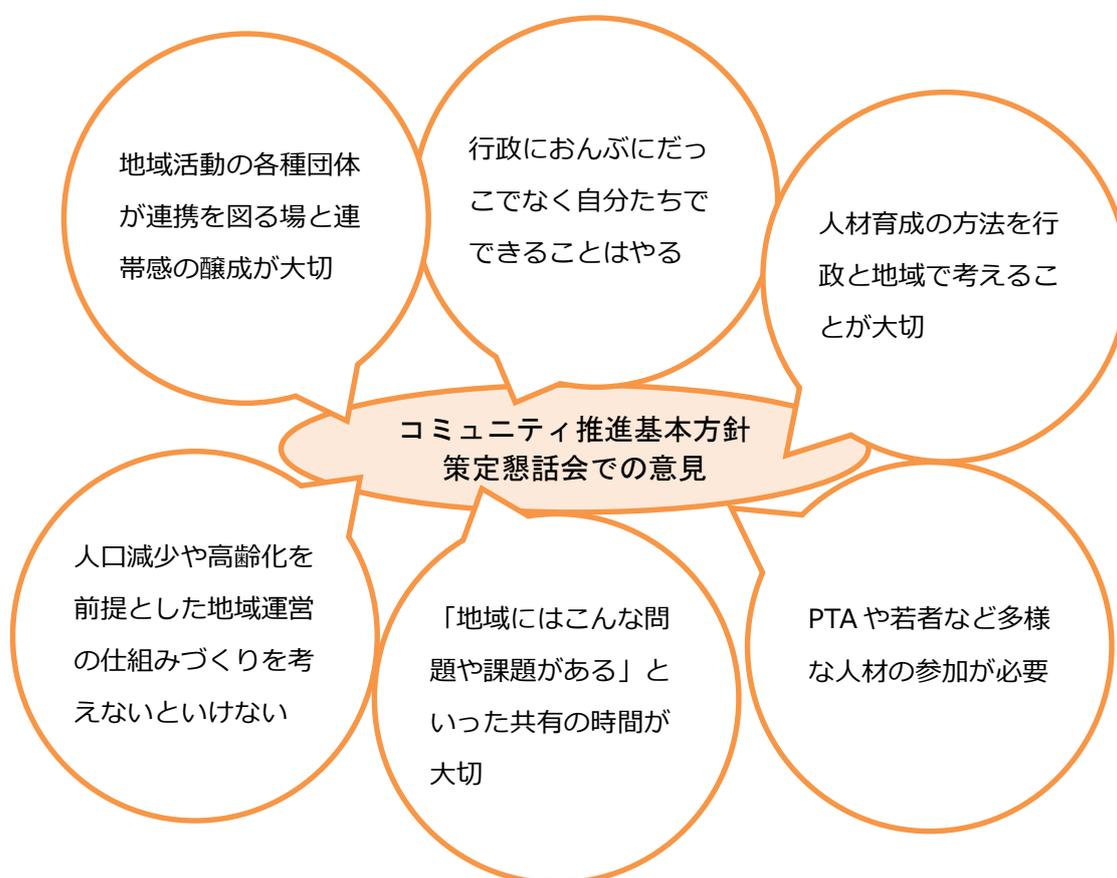
地域特有の課題・ニーズの発見や自分たちの地域がどうあってほしいかといった将来像は、地域住民に最も深く関わることから、市内において画一的な取組みを進めるのではなく、地域の特色ある取組みの中で、新たな価値や満足を生み出し、地域を活性化していく体制づくりを目指します。

#### ◇自助・互助・共助・公助の調和を図る

防災、環境、教育、福祉など地域を取り巻く環境が複雑・多様化する中、市民一人ひとりが地域コミュニティ活動に主体的かつ実践的に参画し、本来地域が担っていた「互助」「共助」の意識の再生を図りながら、市民と行政との適切な協働関係の構築を目指します。

#### ◇3つの「わ」（対話・調和・人の輪）から、まちにやさしさを導く

地域で安心・安全に生活していくためには、人と人のつながりが大切であることから、市民・事業所・行政が「対話」を大切にしながらともに主体となり、すべての市民が参加できる「調和」のとれた地域コミュニティの環境を整え、地域全体に「人の輪（つながり）」を広げます。



## 4 地域コミュニティの目指す姿

自分たちの地域は自分たちで創る「地域自治」の実現を目指すため、「対話」と「つながり」をキーワードに、地域と行政の協働による取組みを展開していきます。

～自分たちの地域は自分たちで創る～

# 『地域自治』の実現

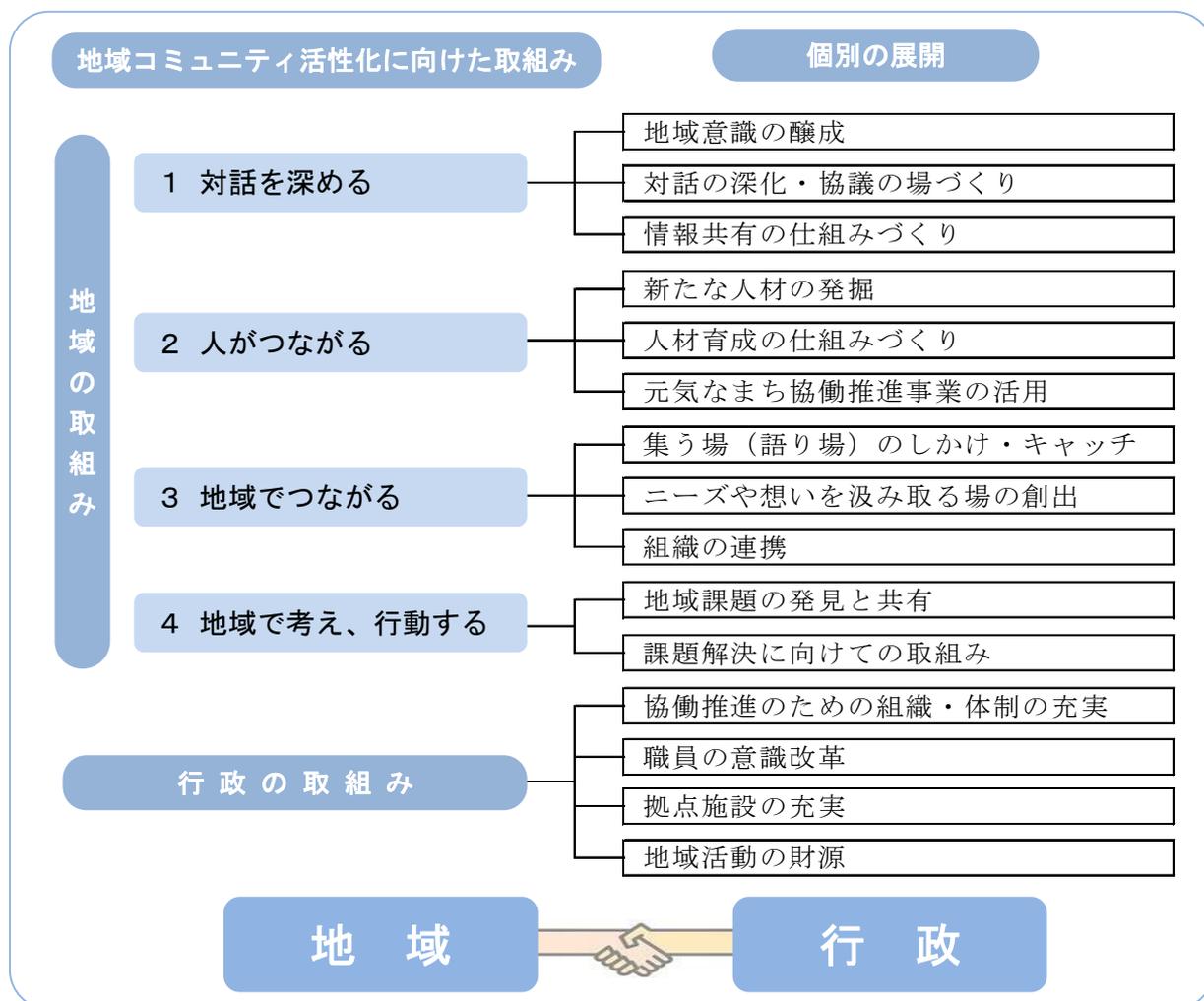
目指す姿

「対話」と「つながり」

基本方針策定の視点

- ◇新たな価値、新たな満足を生み出す
- ◇自助・互助・共助・公助の調和を図る
- ◇3つの「わ」（対話・調和・人の輪）から、まちにやさしさを導く

### ～地域コミュニティの活性化に向けた展開～



## Ⅳ 地域コミュニティ活性化に向けた取組み

### 1 地域の取組み

#### (1) 対話を深める

地域のつながりの希薄化は、普段の生活に支障がない、他人の関与を歓迎しない人が多くなったことなどから進んでいますが、誰もが地域で安心して暮らせるためには、日常生活における住民の支え合いが大きな役割を果たします。

こうした支え合いを強くするためには、そこで暮らす人たちが自分の地域のことを良く知り、感じるとともに、互いに対話をとおして、想いや課題を共有していくことが大切です。

多様な世代へのきっかけづくりや自然に地域活動に参加しようと思える雰囲気づくりが重要となります。

#### ①地域意識の醸成

これまで地域活動に参加する機会が少ない人も、多様な世代と交わり対話することで、地域のことを良く知り、感じるとともに、地域への愛着や想いをもち、地域に主体的に関わろうとする意識に発展することが期待できます。

市民懇話会の中でも、若者の参加や高齢者と若者の交流など、若年層・子育て世代の参加が地域活動を推進するために必要な仕組みについて協議されましたが、それぞれの世代に対応したきっかけづくりとなるような、多様な事業を実施することが求められています。

#### 【取組みの事例】

- ・地域資源マップの作成
- ・地域探検ツアーの実施
- ・史跡探訪の実施
- ・地域のみち子どもたちのみち安心安全点検活動
- ・自治会加入の促進

## ②対話の深化・協議の場づくり

地域の団体が横の連携を広げて関係性を深め、地域が抱えている課題について互いに把握し、協議しながら解決を図っていくことが、住民ニーズを捉えた住みよいまちの実現につながります。そのためには、地域住民や地域の団体が集まって情報交換し、地域における課題や諸問題について話し合うための場が必要です。

また、多様な人たちが対話・協議の場に参加し、協議の過程を大切にしながら事業を実施していくことで、より多くの地域住民にその内容の浸透を図ることができ、参加者数の増加につながることも期待できます。

### 【取組みの事例】

#### ・井戸端会議の開催

井戸端会議とは、参加者の立場や年齢等に関係なく平等に意見を出し合う会議の方法です。

#### ・ワークショップの開催

仕事や地域活動、子育てなどさまざまな暮らしの中で、定期的に住民が集まり話し合うには、時間の制限があります。ワークショップでは、いくつかのテーマごとに分かれて、参加者全員がたくさんの意見を出し合うことができます。

## ③情報共有の仕組みづくり

地域活動を活発に展開する上で、地域内外に活動状況やイベント情報などを広く周知する情報発信の取組みは重要です。

現在、地域では、公民館報を中心に各団体が会報誌などを通じて、個別に情報発信を行っていますが、各組織が連携・協力して情報を発信していくことで、地域住民は、地域の現状や活動の全体像を知ることができ、各イベントなどのスケジュール管理も可能になるため、各団体への住民参加促進につながることも期待できます。

また、各団体同士が情報を整理しながら編集過程を踏むことで、活動の相互理解や情報共有が進み、横の連携を強化することができます。

### 【取組みの事例】

#### ・地域の広報紙作成

#### ・地域のホームページ制作

#### ・地域カレンダーの作成

## (2) 人がつながる

本市では、各地域の普段のつながりや輪番制などで役員等の人材を確保することが多く、人材の育成や発掘に主眼を置いた取組みが多くありませんでした。

これからの地域社会の姿を展望した時、すべての地域住民が参加し、自分たちの住む地域を自分たちで築いていくためには、新たな人材の発掘や育成が求められています。

これまで参加が少なかった、集合住宅に住む人や若い世代など様々な人への積極的な働きかけ、さらには、開催日時やテーマの工夫など、参加しやすい環境や条件の整備が必要となります。

また、こうした多様な地域住民の参加の中から、地域の運営や活動を主体的に担い、コーディネートできる「キーマン」となる人材を育成することも重要となってきます。

### ①新たな人材の発掘

現在の地域の課題として、担い手不足がよく挙げられますが、地域には多様な人材が存在し、一度地域づくりに関わると、充実感や楽しさを味わい、また地域づくりに関わる人が多いと言われています。

現在、地域では、様々な地域活動を行っていますが、子どもや若い人が参加できるイベントを実施することで、その家族も地域活動に関わっていくきっかけづくりにもなり、相乗効果も期待できます。

また、今ある地域コミュニティ組織の人的ネットワークの強化と、SNS等を活用した地域の人を知るための種まきを行うなど、新たな方法により、人材の発掘を進めていくことも大切です。

#### 【取組みの事例】

- ・地域デビュー実践講座の開催
- ・多世代で参加できるイベントの開催
- ・SNS等を活用した情報発信・収集
- ・人集めが上手なチラシ作成講座の開催

※SNSとは、人と人とのつながりを促進・サポートするインターネット上のコミュニティ型サービスのことで、趣味や嗜好、居住地域や出身校などといったつながりを通じて、新たな人間関係の構築の場を提供しています。

## ②人材育成の仕組みづくり

地域づくりに協力する人材は各地域にいますが、主体的に行動できる人材や組織をマネジメントできる人材は、学びや経験の場で育成しなければいけないため、こうした相互に学び合う場を地域における生涯学習の場に位置づけ、地域と行政との協働による、学びを育成する場の創出について検討します。

また、現在、率先して活動しているリーダーの想いや経験などを次世代へと引き継ぐことも大切であり、高齢者が持つ貴重な経験や知識の伝承を図るとともに、若い人や女性などの価値観と多様性を認めながら、新たな人材育成の手法を図っていくことも大切です。

### 【取組みの事例】

- ・自治会長や地域コミュニティ役員の研修      ・地域住民の学びの場の創出
- ・先進地視察の実施      ・各地域の事例共有の場づくり
- ・元気な高齢者が若者の人材育成を担う

## ③元気なまち協働推進事業の活用

本市では、市民の公益的な活動を支援し、市民活動団体のさらなる公益的活動の推進や新たな市民活動団体の育成など、新たな公共の担い手やまちづくりの要である「マンパワー」の育成を目的とした、「元気なまち協働推進事業」を実施しています。

こうした事業を地域内で活用することで、若い世代や子育て世代、さらには退職を迎えた団塊世代など、多彩な層の活動参加や、異なる団体同士が一緒に取り組むなど、新たな人材の発掘や、人材の育成の場として期待できます。

### ○交付の概要

市民活動団体等が自ら行う事業で、原則として新規の取組みに対して、最大 20 万円を交付するもの。

#### ～取組みの例～

「ペットと一緒にパトロール隊」

#### ■目的

愛犬の散歩をしながら地域の防犯や美化活動を行う。

#### ■事業内容

愛犬家による地域の見守り・パトロール活動

#### ■経費の内訳

パトロールベストやゴミ袋の購入

### (3) 地域でつながる

地域では、公民館、地区社会福祉協議会、連合自治会、学校などの地域団体や商店会・事業所が連携して、様々な事業を展開している地域もありますが、各団体が類似のイベントを行ったり、単独では力不足のため必要な事業を行うことができないなど、必ずしも効果的な取組みが行われていないのが現状です。

地域の多様な課題に対して、一つの団体だけでは解決できないことも、多様な団体が出会い、つながることで、解決できる課題はたくさんあるため、多様な団体が相互に理解し合い、対等な関係で協働して地域の課題に取り組むことが求められています。

また、各種団体がつながった、地域コミュニティ組織が地域づくりの核となるためには、すべての地域住民に開かれ参加できる、持続可能な組織体制を整えることが大切です。

#### ①情報の入手・集う場（語り場）のしかけ

地域には、自治会のように土地でつながる「地縁型」のコミュニティと、環境問題や子育て支援など共通の目的や興味・趣味などでつながる「テーマ型」のコミュニティがあります。

地域活動が衰退化する中、地域で活動しているサークルやグループの情報入手、さらには、地縁型とテーマ型のコミュニティが一同に「集う場」をしかけるなど、両者がつながる取組みを進めることで、地域コミュニティの活性化が期待できます。

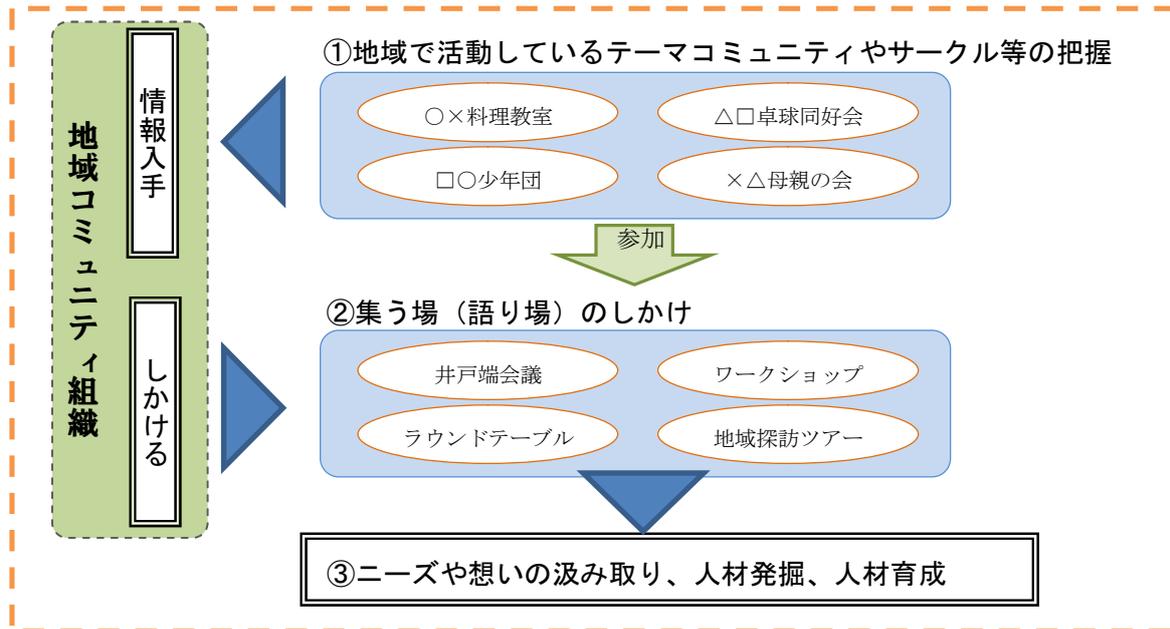
#### ②ニーズや想いを汲み取る場の創出

集う場（語り場）が地域でスタートしたら、小さな輪が様々な形でつながっていきます。そこに、地域づくりの学習の要素を少し加えていきながら、参加者のニーズや想いを汲み取ることで、地域づくりに携わるきっかけの場へと発展させていくことが期待できます。

##### 【取組みの事例】

- ・趣味等でつながる集いの場づくり
- ・今ある行事の再構築（新たな連携）

## 【地域の中でつながり出会う場 ～展開例～】



### ③組織の連携

地域コミュニティ組織を充実していくためには、基盤となる自治会のみならず、老人クラブや子ども会など地域の諸団体、地域と連携した学校づくりを進めるコミュニティ・スクールなどの新たな組織、さらには、環境問題や子育て支援などをテーマとしたNPOなどを含めた、地域内の多くの住民が参加できる組織であることが大切です。

また、地域コミュニティ組織は、「自分たちの地域は自分たちで創っていく」地域自治の推進を目的とし、公共性ある取組みを進めていく組織であることから、組織の体制や活動内容について、民主的な運営体制を地域と行政が協働して考えていきます。

#### 【取組みの事例】

##### ・（地域コミュニティ組織連携例）コミュニティ・スクールとの連携

市民懇話会の中で、「子どもは地域の宝」「地域コミュニティ組織を運営する上で、小中学校の児童・生徒の保護者を地域コミュニティ組織の活動に巻き込むことが、これからの組織を充実していくために必要」といった「子ども」をキーワードにした意見が多く出されました。

本市では、「子どもとのかかわり、見守り、支え、応援していく、地域と連携した学校づくり」を進めるコミュニティ・スクールを推進していますが、地域コミュニティとコミュニティ・スクールの連携を進め、地域にわかりやすい組織の在り方が求められています。

- ・ 運営体制や規約等のガイドブック作成
- ・ 民主的な意思決定や役員選出

## (4) 地域で考え、行動する

地域特有の課題・ニーズの発見や、自分たちの地域がどうあってほしいかといった将来像は、その地域に住む地域住民に深く関わるものであることから、市内で画一的な地域づくりを進めるのではなく、各地域コミュニティ組織の中で、一緒になって地域の課題やニーズの発見など、地域づくりを考え、共有していくことが大切です。

とりわけ、地域における人間関係が希薄化する中、一方では、近所づきあいや地域の連帯の必要性を感じている人も多くいることから、こうした機運と、子どもの見守りや一人暮らし高齢者への支援、さらには、災害に対する地域での対策などの地域課題を結び付けながら、地域をどのような姿に変えていくか、或いは、地域をどのように維持していくか、といった具体的なビジョンを地域住民が共有し、地域全体で協力・連携して取り組んでいく環境や仕組みづくりが求められています。

### ①地域課題の発見と共有

地域全体として、地域の課題を受け止める仕組みや場があれば、地域の課題の発見と共有につながります。

また、地域では祭りやスポーツイベントなど、様々な親睦活動を行っていますが、こうした活動の中に、子どもや高齢者の見守り、防災活動の視点など、課題解決型活動を加えることで、地域課題を地域内で共有することができます。

さらに、井戸端会議やワークショップを企画しても、参加できない人もいるため、地域全体の意向や想いを把握する手段として、アンケートやインタビュー調査も課題発見の有効な取組みの一つと考えられ、多様な手段を使って地域課題を発見することで、より地域全体の想いや方向性に近づくことが期待できます。

#### 【取組みの事例】

- ・地域資源マップの作成（再掲）
- ・地域探訪ツアーの実施（再掲）
- ・井戸端会議の開催（再掲）
- ・ワークショップの開催（再掲）
- ・アンケート調査やインタビュー調査の実施

## ②課題解決に向けての取組み

地域での対話を深化し、問題解決に向けて連携・協働して取り組む環境を整えば、自分たちの地域の理想を描き実現していくため、各地域において「コミュニティプラン」の策定について検討します。

改めて、地域で行われている活動をテーマ毎や年次的に集約し、地域内で共有することで、地域の長所を伸ばし、短所を改善するなど、地域コミュニティ活動や生涯学習の効果的な推進につながることを期待できます。

また、コミュニティプランの策定を進めるにあたり、地域づくりの経験が豊富な専門家や対話の場を円滑に進める進行役の存在は、地域を束ねていく上で、極めて有効ですので、地域づくりの専門家等の活用について検討します。

### 【コミュニティプランとは】

まちづくりに対する要望の多様化や限られた財源の中で、全てを行政が担うのではなく、どのような地域にしたいのかについて、地域と行政が協働で考え、とりまとめた計画です。

これは、地域の皆さんが自主的に地域コミュニティ活動へ参画するための活動方針になります。

## 2 行政の取組み

### (1) 協働推進のための組織・体制の充実

地域自治を推進するためには、地域と行政との相互理解が不可欠です。それぞれが地域課題と行政課題を共有し、対話をとおして、協議、調整、決定する合意形成のプロセスを構築していくことが大切です。

また、行政は、そのために必要な一定の「人、モノ、金、情報」等を提供するなどの方策を整えるため、地域との協働の視点を踏まえた庁内での仕組みづくりを整備していく必要があります。

#### ①地域担当職員制度の検討

地域との協働による地域自治を推進するためには、地域コミュニティとの顔の見える新たな関係づくりを進めることが大切であり、それぞれの地域の課題・ニーズなどの実態の把握や、地域づくりの具体的な取組みの検討、さらには、関係部署との連絡調整を担うなど、地域と行政をつなぐ窓口が必要になります。

こうした行政の地域課題への対応力を強化するため、各地域と向き合う「地域担当職員制度」の導入について検討します。

#### 【地域担当職員とは】

地域の課題・ニーズなどの実態の把握や、地域住民が協議の場を運営するための支援、さらには、協議の過程を活用し、地域組織が横の連携を深め、地域が一つとなるよう意欲を引き出すなどの役割があります。

また、各担当課との連絡調整を図り、地域と行政との協働による地域づくりを進めていくなど、いわゆるコーディネーターとしての役割を担います。

#### ②横断体制の整備

地域の課題は多種多様にわたり、ひとつの課で解決できることは少なくなっています。例えば、災害時における要援護者の避難については、福祉部門と防災部門が連携して取り組んでいくように、行政内での協働をより実行力の高いものとして整えていかなければいけません。

こうしたことから、行政の仕組みや組織を地域自治の視点から見直し、行政組織の横断体制や、さらには地域との窓口とその機能（相談、調整、協議など）について検討します。

## (2) 職員の意識改革

地域組織が取り組んでいる諸問題に柔軟かつ適切に対応し、協働のパートナーとして地域自治を支援するためには、地域の最前線で活動している人たちや、サービスの受け手との対話を大切にするとともに、地域活動に積極的に参加し、活動の経験や生活者としての意識を育みながら、地域の視点に立った政策を形成していくことが求められます。

このため、協働を仕事の進め方の基本の一つとして位置づけ、市民との協働による地域づくりを進めるため、職員に対して、コミュニティ推進基本方針の周知や市民との協働に関する理解を進めるとともに、地域づくりへの積極的な参加を促すなど、職員の意識改革を進めます。

## (3) 拠点施設の充実

公民館を中心に地域の様々な活動が行われていますが、今後、地域コミュニティ組織には、地域内の多様な団体等が参加し、地域自治の推進を目標として、地域の課題解決や交流等を図っていくことが必要とされます。

このため、市内の公民館を生涯学習の拠点としてだけでなく、地域コミュニティを推進していく上での拠点（(仮称) コミュニティセンター）として活用していくことを検討します。

## (4) 地域活動の財源

これまで地域と行政は、防災・地域づくり・福祉など、分野ごとのつながりによって、それぞれの目的に応じた補助金等を交付していました。こうした仕組みは、地域にとっては、交付申請や実績報告のための手続き等が煩雑になるとともに、予算の使途も限定されることにもなります。

こうしたことから、地域の負担の軽減や、地域が一定の財源を持って必要とする事業を自らが決定し、実施することができる各種補助金等のあり方について、交付方法の工夫や権限の移譲も視野に入れながら、地域活動に必要な財源の再構築について検討します。

## コラム2 地域づくりの成長過程

地域と行政がともに地域づくりを進めていくための成長過程のイメージを示しています。

### a 対話のスタート

- これからの地域づくりについて地域で対話
- 地域の現状把握・情報収集

各地域の現状や団体の把握

説明会・出前講座の実施

### b 地域の目指す未来を共有しよう（対話の深化）

- 各種団体等への働きかけ
- 円卓会議や井戸端会議など地域内での対話を深める
- 地域コミュニティによる地域課題の洗い出し
- 先進的な事例の共有
- 人材育成・発掘

対話の場のコーディネート

先進事例の収集

研修会の開催

### c 目指す未来をまとめよう（行動計画）

- コミュニティプランの作成
- 行政施策とのマッチング（地域と関連する行政施策の再点検）
- 行政支援の検討（協働事業）
- 地域住民への広報

地域づくり専門家等の活用

計画策定支援

協働事業等へのつなぎ

### d 未来に向かって行動しよう（計画の実行）

- 地域の各種団体が協力して行動に移す

### e 課題の発見・新たな取組みへ

- 実施結果取りまとめ
- 新たな取組みと行政施策とのマッチング

実施結果・成果のまとめ支援

行政の役割

※全体をとおして

・関係部署との連絡調整・地域自治の啓発  
・事務局サポート

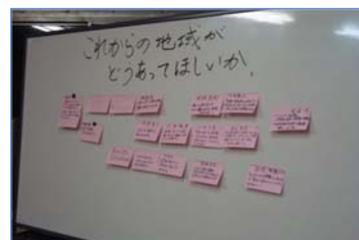
## V 資料

### 1 光市コミュニティ推進基本方針策定懇話会

「光市コミュニティ推進基本方針」を策定するにあたり、公民館長や地区連合自治会長、地区社会福祉協議会長、さらには、公募委員（3名）からなる「光市コミュニティ推進基本方針策定懇話会」のもとで、ワークショップを中心に検討を行いました。

第1回懇話会【開催日：平成25年3月14日】

議題：①懇話会について  
②策定方針について



第2回懇話会【開催日：平成25年4月27日】

議題：①ワークショップ  
「懇話会の役割について」



第3回懇話会【開催日：平成25年5月28日】

議題：①ワークショップ  
「地域の課題・不安について」



第4回懇話会【開催日：平成25年7月4日】

議題：①ワークショップ

「地域課題等の  
解決策を考える」



第5回懇話会【開催日：平成25年8月8日】

議題：①ワークショップ

「策定に貢献しよう！」



第6回懇話会【開催日：平成26年1月31日】

議題：①基本方針素案について



第7回懇話会【開催日：平成26年6月25日】

議題：①基本方針案

中間報告について



第8回懇話会【開催日：平成26年10月20日】

議題：①基本方針案

最終報告について



## 2 光市コミュニティ推進基本方針策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市の地域コミュニティの現状を踏まえ、今後の地域コミュニティのあり方や方向性等を定めた光市コミュニティ推進基本方針（以下「基本方針」という。）の策定にあたり、地域コミュニティの関係者等から意見を聴取するため、光市コミュニティ推進基本方針策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 懇話会の任務は、基本方針の策定に関し、提言及び提案を行うこととする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域活動を推進する団体に属する者
- (2) 市民からの公募による者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本方針の策定が完了するまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、懇話会の運営を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、市長の求めに応じて会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務める。

3 会議には、必要があると認めるときには、会議に関する者を招き、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市民部地域づくり推進課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年3月6日から施行し、第4条に規定する日をもってその効力を失う。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後、最初の懇話会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

### 3 光市コミュニティ推進基本方針策定懇話会委員名簿

区分	氏名	所属	備考
地域 コミュニティ	福原 宣道	三島公民館	
	小西 義人	室積公民館	
	棟近 俊彦	浅江公民館	会長
	見村 興哉	島田連合自治会	副会長
	深來 登	周防連合自治会	
	林 徳人	塩田地区連合自治会	
	梅本 貞則	光井地区社会福祉協議会	
	山本 俊男	島田小学校区社会福祉協議会	
	中川 敬造	光井地区老人クラブ連合会	
	田中 道治	大和地区子ども会育成会	
N P O 等	福森 宏昌	NPO法人シニアネット光	
	岩佐 光恵	NPO法人虹のかけ橋	
	福原 宏子	NPO法人光まちづくりNPO	
コ ミ ュ ニ テ ィ	木本 育夫	浅江中学校	
	岡崎 英子	塩田小学校	
	木下 孝彦	光市小中学校PTA連合会	
公 募	小林 久美		
	田村 文代		
	田沼 一彦		

(所属等は委嘱時)

# コミュニティ推進基本方針

—地域づくりの**未来**をまとめました—

---

平成26年12月

発行：光市市民部地域づくり推進課

住所：〒743-0063 光市島田四丁目14番3号

電話：083-72-8880 FAX:0833-72-8133

メール：chiikizukuri@city.hikari.lg.jp

H P：http://www.city.hikari.lg.jp